

2015 年 11 月 30 日

IFRS 財団 御中

**意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：
レビューにあたっての論点」に対するコメント**

1. 財務会計基準機構（「FASF」）及び企業会計基準委員会（「ASBJ」）（以下、本レターにおいて総称して「我々」という。）は、「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」に関する IFRS 財団の意見募集（以下「意見募集」という。）に対するコメントを提供する機会を歓迎する。意見募集の質問の性質に応じて、FASF 単独で、ASBJ 単独で、又は FASF 及び ASBJ 両方で、個々の質問に対するコメントを提供する。
2. 意見募集で質問されている論点のうち、我々は、特に以下のコメントに焦点を当ててコメントをしている。
 - (1) IFRS 財団の任務を拡張すべきかどうか：本レターにおいて、我々は、IFRS 財団の任務を拡張すべきかどうかを検討する際に慎重なアプローチを取ることを要望している（質問 1 及び質問 2 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）
 - (2) IFRS の首尾一貫した適用を促進するための施策：本レターにおいて、ASBJ は、IFRS 財団又は IASB が今後の IFRS のグローバルな受入れを促進するためにどのようなことを行うことができるのか（IASB のデュー・プロセスをどのように改善することができるのかを含めて）に関して具体的な提案を行っている（質問 6 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）
 - (3) IFRS 財団の評議員会及び IASB メンバーの構成：我々は、提案の一部には同意するものの、その他の提案、特に、IASB の規模を 13 名に削減する提案には同意しない（質問 8 から 9 及び質問 11 から質問 13 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）
 - (4) 資金調達：本レターにおいて、FASF は、IFRS 財団が、グローバルに認められる高品質な基準のセットを開発するために十分なリソースを IASB が維持することを確保するため最善の努力を行うことを推奨している（質問 14 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）

3. なお、IFRS 財団はこの協議文書においてその戦略に関するコメントは求めているが、我々は、IFRS 財団が、環境の変化を踏まえ、現在の戦略が引き続き適切であるのかを評価するためレビューを行うことは重要と考えている。具体的には、我々は、本レターにおいて、「コンバージェンス」は依然として、財務情報の比較可能性の促進と高品質な会計基準の単一のセットという長期的目標の達成にあたり考慮すべき重要な要因であることを IFRS 財団が認識することを提案している（質問 15 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）
4. また、FASB は、評議員会の公開協議の焦点を変更する提案に同意するものの、FASB は、IFRS 財団及び財務報告コミュニティ全体が、体制の見直しが必要又は適切であるかについて継続的に留意することが極めて重要であると考えている（質問 10 に対する本レターに記載した我々の回答を参照していただきたい。）
5. 意見募集の各質問に対する我々のコメントについては、本レターの別紙を参照していただきたい。
6. 我々のコメントが、IFRS 財団の今後の検討に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

都 正二

小野 行雄

財務会計基準機構 事務局長

企業会計基準委員会 委員長

CC: IFRS 財団評議員会 ミッシェル・プラダ議長

国際会計基準審議会 ハンス・フーガーホースト議長

意見募集の具体的な質問に対するコメント

主要な戦略目標 1：基準の単一セットの開発

質問 1－ 範囲：IASB は他の企業のための基準を開発すべきか

上述の帰結を考慮したうえで、現在の当組織の基準開発の焦点の外（特に、民間の非営利セクター）に IASB が任務を拡大すべきかどうかについて、どのように考えるか。

10. 我々は、IASB が現在の組織の焦点のほかにその任務を拡張すべきであるとは考えていない。我々は、IASB は民間セクターの財務報告に関する活動という現在の焦点を維持すべきであると考え。我々は、以下においてその理由を説明する。
11. 第 1 に、意見募集文書で説明されているとおり、公共セクターについての会計基準設定の仕組みはすでに設けられており、我々は、これに重大な欠陥があるとは考えていない。したがって、我々は、（現在の仕組みの改善ではなく）その仕組み全体を変更することが、IASB を含め財務報告コミュニティにとって費用対効果の高い解決策になるとは考えていない。
12. 第 2 に、我々は、非営利セクターの財務報告の目的は国内的にも国際的にも著しく多様であり、財務報告書の用途も多様であることから、国際的な財務報告モデルを開発しようとすることは（不可能でないにしても）極めて困難となるであろうと考えている。さらに、IFRS 財団が非営利セクターの財務報告をその任務の中に含めるとした場合には、異なる経験及びスキルが審議に必要となるほか、IASB の対応能力はすでに民間営利セクター企業のためのアジェンダの中で使い尽くされていることから、IFRS 財団はこの目的を達成しようとする場合、当該目的のためにおそらく別個の審議会を設置することが必要となるであろうと我々は考えている。我々は、これには相当の投資が必要となると考えている。また、我々は、IFRS 財団の任務を拡張しようすると財団の資金調達モデルを再検討する必要性が生じることになると考えている。これは、現在の資金調達モデルは主に、IFRS 財団の活動の主要な受益者は民間営利セクター企業の財務報告の利害関係者であるという想定に基づいているからである。
13. 最後に、「2015 年アジェンダ協議」に関する協議文書において、IASB は、リソースの制約があるため IASB は利害関係者が求めているすべての論点に対処することはできず、適切な優先順位付けが不可欠であるという見解を述べていた。想定し得る影響や世界の資本市場のために役立つという IFRS 財団及び IASB の主要な使命を考慮すると、我々は、

民間セクターの財務報告のためにさらに取組むべき領域があることを認識しながら他の領域に拡張することは不適切であると考えている。

質問 2 – 範囲：より幅広い企業報告

IASB が上述のような協力を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。

14. 我々は、より広範な企業報告における進展（統合報告のフレームワークの開発を含む）に関する現在の IASB の活動の程度は概ね適切であると考えている。
15. 統合報告フレームワークの進展が民間の営利セクターにおける企業の財務報告に大きな影響を与え得るという可能性を踏まえ、我々は、IASB が単に傍観していることは適切と考えておらず、IASB が国際統合報告評議会との強力なリエゾン関係を維持することが有用であろうと考えている。同時に、我々は、統合報告の開発が依然として早期段階にあり、フレームワークの開発後にどのくらいの影響を財務報告に与えることになるかが不明確であることを考慮すると、IASB がこの領域に対する関与のレベルを大幅に強めるべきであるとは考えていない。

主要な戦略目標 3：適用及び導入の首尾一貫性

質問 6 – 適用及び導入の首尾一貫性

IFRS の首尾一貫した適用を促進するために当財団が行っている事項について、どのように考えるか。人員確保や他の制約を考慮したうえで、この領域において当財団が行うことが可能であり、かつ、行うべきであることとして、他に何かあると考えるか。

16. ASBJ は、IFRS の首尾一貫した適用の促進を図る IFRS 財団の取組みを高く評価する。しかし、ASBJ は、IFRS 財団及び IASB が基準開発における手続について更なる改善を図ることが重要と考えている。これは、堅牢な手続を設けることによって、IFRS が世界でより容易に受け入れられ、IFRS が修正なしで整合的に適用されるようになると考えられるためである。具体的には、ASBJ は、以下の事項を提案する。
- (1) ASAF 会議：ASBJ は、ASAF メンバーが ASAF 会議において直近の論点を議論する機会を非常に感謝する。しかし、ASAF 会議の前に重大な（又は方向性を決めるような）決定が IASB によってすでに行われる場合、ASAF メンバーは単に IASB の決定の報告を受けるだけとなることがある。IASB があらゆる論点に関するインプットを

ASAF メンバーから求めることは現実ではないが、IASB が重大な決定を行う前に ASAF メンバーからインプットを求めるよう確保することは、非常に望ましいと考えられる。ASBJ は、こうした措置は、IASB が基準設定プロセス全体を迅速化するにあたり有用となるとともに、IFRS が各国において修正されるリスクを低減することになると考えている。

(2) デュー・プロセス：IASB はそのデュー・プロセスを大幅に強化したものの、依然として改善の余地がある。ASBJ は、他の団体（ASBJ を含む）のデュー・プロセスと比較のうえ、以下の事項を提案する。

① 基準のドラフティング・プロセスの透明性の向上：ASBJ は、IASB がドラフティング・プロセスの透明性の向上を検討することを提案する。ASBJ は、提案している日本の会計基準の審議を、会議の傍聴者に対して公開して行っている。ASBJ は、このように草案プロセスを公開することは、致命的に不適切である文言があるかどうかを確認する機会を利害関係者に提供することに貢献するほか、基準公表時に主要な利害関係者の間で生じ得る誤解のリスクを低減すると考えている。ASBJ は、透明性を促進することによるマイナス面があることは承知しているが、基準公表前に基準の草案を公開することは、それを行うことに伴うコストを上回る便益があると考えている。一例として、IASB が、書面投票前（pre-ballot）ドラフティング・プロセスの完了後に最終版に近い（near-final）草案に基づいて公開の議論を開催することが適切であるかもしれない。

② 暫定決定及び文書の承認に対する議決要件：ASBJ は、厳しすぎる議決要件の要求は、IASB の基準設定プロセスを遅らせ、基準設定プロセスの障害となる可能性があることを理解している。しかし、ASBJ は、世界における IFRS の受入れの拡大を考えると、現在の議決要件が依然として適切なのか疑問に感じている。ASBJ は、最終的な結果がより幅広い利害関係者により容易に受け入れられることを確保するためには、アジェンダ及びトピックに関する決定は単純多数決以上のものを必要とすべきと考えている。同様に、ASBJ は、公開草案及び IFRS ならびに IFRS の解釈指針は現在の議決要件（14 名の審議会メンバーのうち 9 名の承認を必要とする）ではなく、少なくとも 3 分の 2 の承認を必要とすべきと考えている。

(3) 適用後レビュー：ASBJ は、基準の適用後レビュー（PiR）を行うにあたっての IASB の取組みを評価する。しかし、IASB が PiR を行う規準をどのように選択しているのか、及び寄せられたフィードバックに基づいてどのような行動を取るのかは必ずし

も明確ではない。このため、IASB が PiR に関する手続を明確化することは有用と考えられる。

主要な戦略目標 4：組織としての IFRS 財団

質問 8- 評議員会：地理的分布

評議員会の全体としての地理的分布及びその決定方法について、どのように考えるか。「全体枠」の評議員の選任数を 2 名から 5 名に増加させる提案に同意するか。
--

17. FASB は、「全体枠」の評議員の選任数を 2 名から 5 名に増加させる提案に概ね合意する。これは、当該提案により、評議員会の地域的代表が直近の状況を踏まえたものとなると考えられるためである。但し、アジア・オセアニア地域の経済規模の拡大に関する最近の動向を考えると、IFRS 財団は評議員の地理的分布が引き続き適切となるように当該地域からの代表を維持及び増加することが必要と考えられる。
18. なお、FASB は、地理的分布は考慮すべき唯一の要因ではなく、指名を決定する際に、他の要因も考慮すべきと考えている。質問 9 に対する我々の回答を参照していただきたい。

質問 9- 評議員会：経歴のバランス

専門家としての経歴に関し適切なバランスを取ることに関する現在の定め方について、どのように考えるか。何らかの変更が必要と考えるか。必要と考える場合、どのようなことを提案するか、その理由は何か。

19. 質問 8 に対する我々の回答で述べたように、FASB は、地理的分布は重要な要因であることには同意するものの、これが考慮すべき唯一の要因であるとは考えていない。
20. FASB は、IFRS 財団が評議員の専門的な経歴に関して定数を定めるべきではないことに同意する。これは、こうした措置は、選定プロセスを過度に制限することとなるからである。しかし、FASB は、(1) 個人の専門的な経歴の領域及び強みの程度、及び (2) 候補者が代表することとなる資本市場の成熟度のレベルなどの要因を評議員の選定の際に十分に考慮すべきと考えている。これは、こうした点を考慮することによって、高品質で国際的な基準のセットを開発するという IFRS 財団の使命の前進を促進することになると考えられるためである。

質問 10– 評議員会：戦略及び有効性のレビューの焦点及び頻度
--

戦略及び有効性のレビューの焦点及び頻度を上記のように変更する提案に同意するか。

21. FASB は、以下の理由により、評議員会の公開協議の焦点を（体制のあり方から組織の戦略及び有効性に）変更するという提案に概ね同意する。

(1) IFRS 財団の設立後の早期の段階であった段階と比べて、体制のあり方に関する論点のうち、公開協議を通じて利害関係者から広範なインプットを必要とするものが、大幅に減少したこと

(2) IFRS 財団のモニタリング・ボード（「モニタリング・ボード」）の設置及び他の諮問委員会（IFRS 諮問会議など）の現在行われている運営を踏まえると、比較的小規模な体制面の改善（もしあれば）は、公開協議を行わず、他の諮問委員会との協議を行った上でモニタリング・ボードと評議員会との間の議論を通じて行うことが考えられること

22. 他方、FASB は、IFRS 財団及び財務報告コミュニティ全体が、体制の見直しが必要又は適切となるかどうかについて継続的に留意することが極めて重要であると考えている。これは、現在の国際的な会計基準設定のモデルが発生したのはさほど遠い過去のものではなく、環境の変化を考慮すると当該モデルの修正が必要な場合もあるからである。

23. 評議員会による公開協議の頻度について変更する提案については、我々は、5 年は合理的な間隔であるとして一般的に理解されていると考えていることから、その間隔を、現在の 5 年ごとの取決めから（例えば、6 年又は 7 年に）長くするための適切な理由を見出していない。

質問 11– IASB：IASB の規模

定款に示す IASB のメンバー数を 16 名から 13 名に削減する提案及び地理的分布の改訂に同意するか。
--

24. 我々は、IASB の規模の縮小が審議会メンバー間のより効果的なコミュニケーションに貢献する可能性があるという主張を理解する。これは、一般に、人数が少ないほど対話がより円滑となり、メンバーの間での責任感が高まるからである。

25. しかし、我々は、以下の理由により、IASB の規模を 13 名に削減する提案に同意しない。

- (1) 現在の IASB の構成はうまく機能していること。基本的に、欠陥があると発見されていない領域に変更を行うことは不要であろう。
- (2) 近年、アジア・オセアニア地域は、急速な経済成長を遂げていること。また、この地域は、他の地域よりも多くの法域から構成されており、事業慣行に著しい多様性がある。したがって、審議会メンバーの人数を削減することは、この地域からの多様な見解を反映するためには有用とならず、むしろ、IFRS のグローバルなアドプションという IFRS 財団の目標の追求への障害となるであろう。
- (3) 我々は、ASAF の運用を高く評価している一方、（IASB に対するアドバイザーとしての）ASAF メンバーの役割と（意思決定機関のメンバーとしての）IASB メンバーの役割は著しく異なると考えていること。したがって、我々は、ASAF の設置は IASB の規模を縮小する説得力のある理由とはならないと考えている。
26. したがって、我々は、IFRS 財団が、IASB 理事の役割に関する検討を踏まえつつ、現在の IASB のメンバーの状況に沿って、アジア・オセアニアからのメンバーに関しては現在の人数（4 名）を維持する一方、欧州及び北米からのメンバーの数を 3 名に削減するように、IASB のメンバーの人数を削減することを提案する。

質問 12- IASB : IASB の経歴のバランス

定款の第 27 条を削除するとともに、第 25 条の文言（IASB メンバーの経歴に関するバランスを定めている）を修正する提案に同意するか。

27. 我々は、定款に示されている IASB メンバーに関する要求事項を IFRS 財団が定期的に見直すべきであることに同意する。適切なメンバーの選任は、IASB の活動の成功に不可欠であるからである。しかし、我々は、提案されている内容が適切なものかどうか定かでない。我々が重要と考える領域は、以下のとおりである。
28. 第 1 に、我々は、IASB メンバーの経歴の要件に「市場・金融規制機関」を追加する提案がどのようなことを意図しているのかが明確でない。市場・金融規制機関は、少なくとも、2 つの異なる役割（(1) 財務報告の要求事項に関する規則策定と、(2) 財務報告書のレビュー及び必要とみなされる場合に執行措置の実施）を果たしている。執行者は、財務報告の要求事項の欠点及び財務諸表（財務アナリストが対象としない小規模企業の財務諸表を含む）が改竄されやすい領域に関して、より高い理解を有しているかもしれない。他方、規則策定者は、財務報告の開発の動向及び基準開発に関連する調整に関して、より高い理解を有しているかもしれない。しかし、この二者の強みは、性質上明らかに

異なる。したがって、我々は、IFRS 財団がこの変更案の審議を完了する前にその意図を明確化することを提案する。

29. 第 2 に、我々は、IASB メンバーの実務経験に関する現在の組合せが定款の第 27 条の目的を適切に達成しているのかどうかについて、評議員会がレビューすることを提案する。第 27 条は、IASB の議論において、財務報告コミュニティからの多様な見解が適切に代表されるようにすることが意図されているという理解を踏まえ、一部の者から、当該目的が十分に達成されているのかについて疑問が提起されていた。例えば、作成者の見解が控え目すぎて、議論の中で適切に表明されていない場合があるという見解があった。
30. 第 3 に、我々は、IFRS 財団が定款の第 29 条の意図を明確化することを提案する。第 29 条は、特に、IASB メンバーの各々が、基準の決定及び改訂にあたって IASB の「概念フレームワーク」を尊重することに同意するよう要求している。しかし、この要求が何を意図しているのかが明確でない。特に、IASB メンバーが基準に賛成票又は反対票を投じる際に、「概念フレームワーク」から離脱することをどの程度認めている（又は認めていない）かについて疑問視する者がいた。「概念フレームワーク」の見直しの審議の過程の中で「概念フレームワーク」を「随時更新される文書（living document）」と捉えるべきという見解があったことを考えると、過度に厳しい要求はやがては適切な変更の妨げとなるおそれがあるのではないかと我々は考えている。
31. 最後に、（1）個人の専門的な経歴の領域及び強みの程度、及び（2）各個人が代表することとなる地域の資本市場の成熟度のレベルなど、その他の要因についても IASB メンバーの選定の際に十分に考慮すべきであり、それに従って関連する定款の各条を修正すべきと我々は考えている。こうした要因は、高品質で国際的な基準の開発に寄与すると考えられるからである。

質問 13- IASB メンバーの再任の任期
IASB メンバーの再任時の任期について、定款の第 31 条を上記のように修正する提案に同意するか。

32. 我々は、IASB メンバーの再任の任期について定款の第 31 条を修正する提案に同意する。これは、IFRS 財団が IASB メンバーの効果的かつ効率的なローテーションを確保する助けとなるからである。

質問 14 – 資金調達

上記の当財団の資金調達モデルについて、何かコメントがあるか。資金調達に対する制約を考慮に入れて、資金提供モデルの機能を強化し得る方法について、何か提案があるか。

33. まず、FASB は、IFRS 財団は IASB がグローバルに認められる高品質な会計基準のセットを開発するために十分なリソース（世界中でアウトリーチ活動を行うための財務資源を含めて）の維持を確保するため、あらゆる可能な努力を行うことが重要と考えている。このため、FASB は、IFRS 財団が、評議員会により合意された 5 つの原則を促進するため、資金調達の取組みを継続することを強く推奨する。
34. 第 2 に、FASB は、IFRS 財団が説明責任をより適切に果たすため、資金がどのように使用されているのかをモニタリング・ボード及び拠出者に対して予算設定時に及び決算後により適切に説明するように努力すべきと考えている。
35. 最後に、FASB は、IFRS 財団が自主的な収益源による収入を増大させようとする IFRS 財団の取組みを概ね支持するものの、これを行う際に慎重なアプローチを取るよう求める。IFRS 財団の出版物は「公共財」という性質があり、使用又は参照されてこそ有益であることを考えると、FASB は、IFRS 財団が当該取組みにあまりに重点を置きすぎるべきでないと考えている。FASB は、出版物に料金を課す IFRS 財団の取組みは、むしろ、利害関係者が出版物を使用したり参照したりすることの妨げとなる可能性があり、明記された使命と矛盾した結果をもたらすことを懸念している。

その他の論点

質問 15 – その他

当財団の体制及びその有効性についての今回のレビューの一部として、評議員会が検討すべきその他の論点があるか。ある場合、どのような論点か。

36. 我々は、IFRS 財団がその戦略（IFRS のグローバルなアドプションを追求するという主要な戦略的目標を含む）に対するインプットを求めていることは理解しているものの、会計基準のコンバージェンス（特に、米国財務会計基準審議会とのコンバージェンス）は、利用者にとって財務情報の国際的な比較可能性を高める観点から、多くの場合、基準設定プロセスにおいて重要な考慮事項であるという我々の見解を繰り返し述べたい。現時点における財務報告の環境や、米国が近い将来に IFRS を採用するようには思われなことを踏まえる、我々は、「コンバージェンス」は高品質な会計基準の単一のセットと

いう長期的目標を達成するにあたり考慮すべき重要な要因であるという旨を IFRS 財団が認識することを提案する。